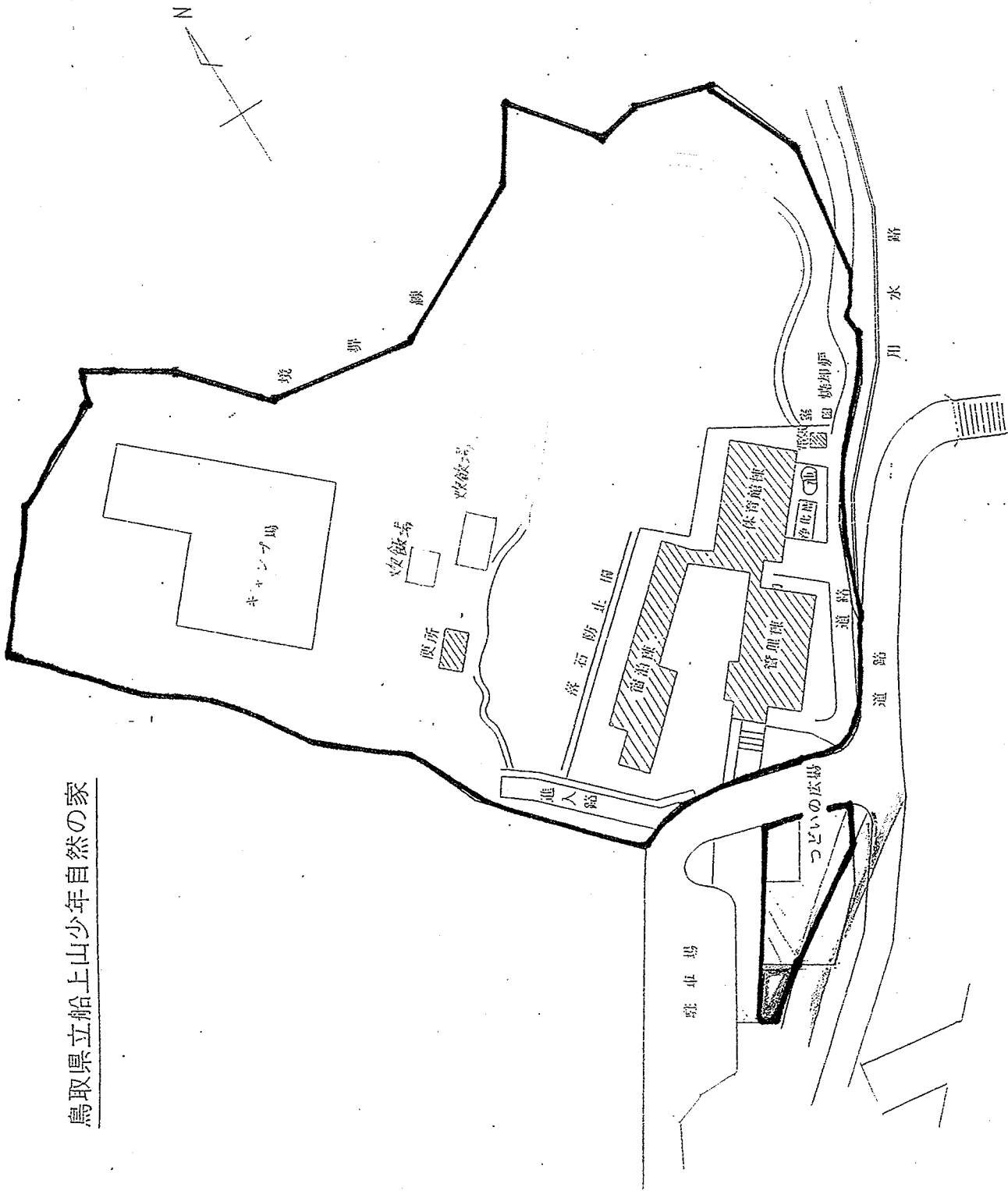
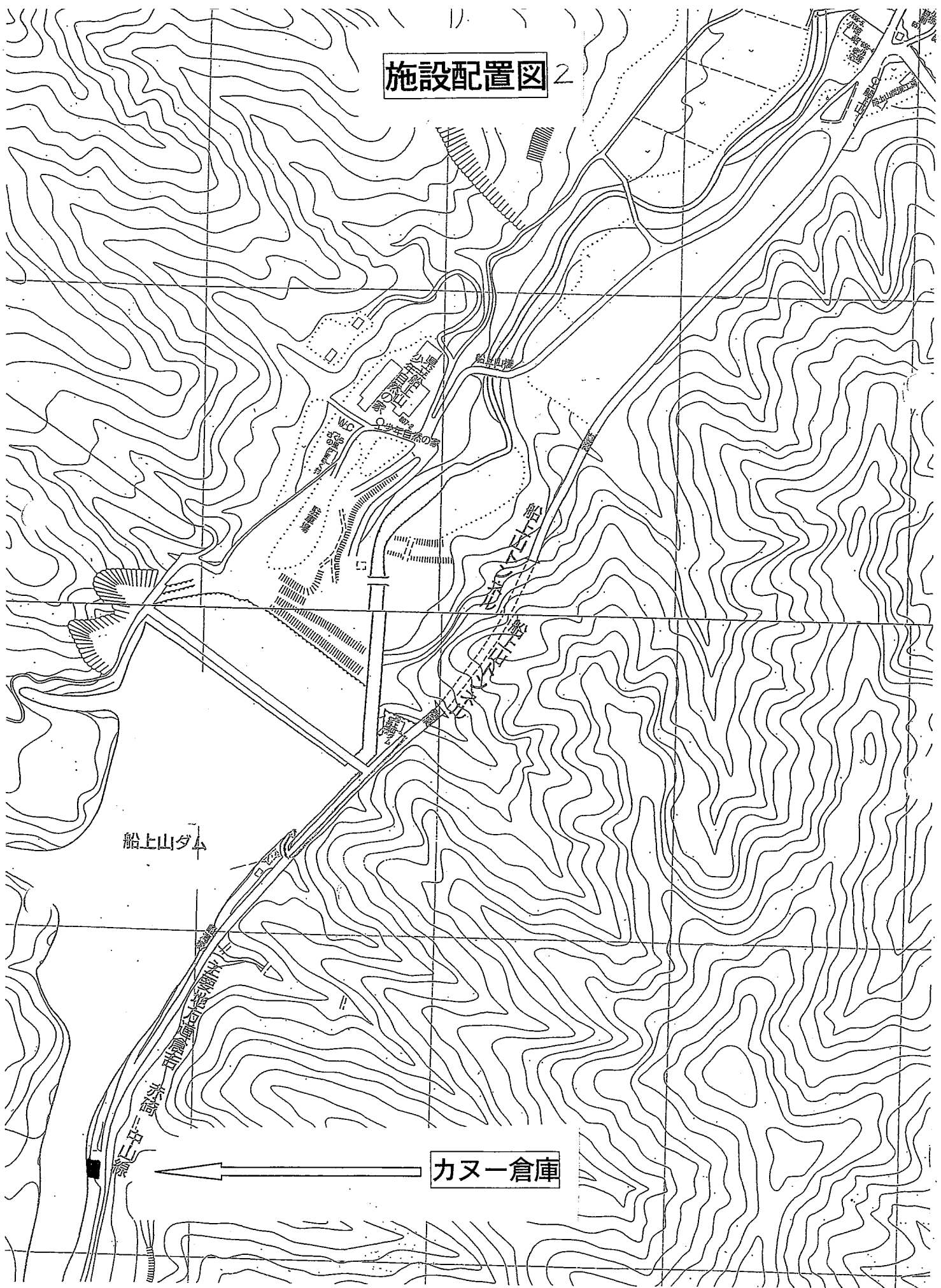


# 施設配置図



# 施設配置図 2



## 資料 2

## 少年自然の家の利用者数の実績

令和 4 年度

月別	開所日数	利用者数 (名)		
	(日)	学生以下	一般	合計
4月	25	571	81	106
5月	23	416	134	550
6月	26	1,641	327	1,968
7月	27	1,206	423	1,629
8月	24	326	142	468
9月	26	1,043	244	1,287
10月	26	1,272	627	1,899
11月	24	590	464	1,054
12月	25	473	126	599
1月	23	119	26	145
2月	23	229	136	365
3月	26	347	180	527
計	298	8,233	2,910	11,143

令和 3 年度

月別	開所日数	利用者数 (名)		
	(日)	学生以下	一般	合計
4月	24	240	103	343
5月	25	445	143	588
6月	26	1,279	274	1,553
7月	26	726	241	967
8月	25	537	200	737
9月	26	541	161	702
10月	27	1,044	239	1,283
11月	22	700	254	954
12月	24	339	212	551
1月	24	51	17	68
2月	22	112	36	148
3月	27	51	36	87
計	298	6,065	1,916	7,981

令和 2 年度

月別	開所日数	利用者数 (名)		
	(日)	学生以下	一般	合計
4月	11	0	0	0
5月	14	40	12	52
6月	25	101	78	179
7月	25	364	154	518
8月	25	329	183	512
9月	25	779	212	991
10月	28	1,539	330	1,869
11月	23	598	377	975
12月	24	343	165	508
1月	24	232	72	304
2月	23	410	111	521
3月	26	190	119	309
計	273	4,925	1,813	6,738

令和元年度 (平成 31 年度)

月別	開所日数	利用者数 (名)		
	(日)	学生以下	一般	合計
4月	24	1,688	1,602	3,290
5月	24	2,158	398	2,556
6月	26	2,098	514	2,612
7月	26	1,379	447	1,826
8月	29	1,688	890	2,578
9月	23	2,074	860	2,934
10月	26	1,505	657	2,162
11月	26	836	604	1,440
12月	24	427	293	720
1月	24	357	220	577
2月	24	640	170	810
3月	25	95	48	143
計	301	14,945	6,703	21,648

## 資料 3

## 少年自然の家の収支状況

(千円)

区分	H30実績	R 3 実績	R 4 実績	R5計画	R 6 積算	備考
収入	39,769	42,464	44,724	42,695	42,451	
シーツ料収入	1,025	306	503	500	1,035	
体験活動経費収入	793	395	700	670	1,295	
雑費収入等	576	565	554	570		
県指定管理料	37,375	41,198	42,967	40,955	40,121	
支出	40,349	42,464	44,724	42,695	25,862	
管理費	37,632	40,511	43,229	40,895	25,862	
職員人件費・共済費	11,796	12,082	11,505	12,200	16,764	
賃金	91	55	50	0		
旅費	73	58	41	10		
報償費		32		30		
消耗品費	2,125	2,410	3,450	2,200		
食糧費	0	0	0	10		
印刷製本費	159	0	135	100		
光熱水費	4,348	3,525	4,136	6,105	577	R6光熱費は別途加算
修繕費	362	294	685	650	408	
役務費	786	648	991	1,000		
委託料	14,324	16,937	16,750	14,500	8,113	
使用料及び賃借料	2,528	1,676	1,902	1,850		
負担金	22	11	55	150		
公課費	957	1,084	1,031	1,100		
一般管理費	0	1,512	2,353	0		事業収益及び本社経費
雑費	61	187	145	990	16,589	
主催事業費	2,717	1,953	1,495	1,800	0	
主催事業費	2,717	1,953	1,495	1,800		
収支差額	▲ 580	0	0	0	16,589	

※「R6積算」の指定管理料収入は、次期指定管理期間（R6～10年度）の予算総額の単年度割り戻し額。

（補足）

- 令和3年度の県指定管理料には、新型コロナウイルス感染症による給食会の減収補填1,098千円を含む。
- 令和4年度の県指定管理料には、光熱費の高騰に係る費用補填919千円及び新型コロナウイルス感染症による給食会減収補填1,093千円を含む。

資料4

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和52年3月30日  
鳥取県条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置	設置目的
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町	集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図るものとする。
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。

(昭53条例24・昭55条例16・平10条例7・平16条例33・一部改正)

(所掌事務)

第3条 青少年社会教育施設においては、次に掲げる事務を行う。

鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 青少年の野外活動に関すること。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。 (4) その他青少年の健全な育成に関すること。
鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。 (3) 少年指導者の研修に関すること。 (4) その他少年の健全な育成に関すること。

2 青少年社会教育施設は、前項に規定する事務に支障がない場合は、一般人に利用させることができる。  
(平27条例38・追加)

(職員)

第4条 青少年社会教育施設に、所長その他の所要の職員を置く。

(平27条例38・旧第3条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備の維持管理に関する業務
  - (2) 第13条の規定による使用料の徴収に関する業務
  - (3) 第3条第1項に規定する事務を補助する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの
- (平27条例38・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日)から5年間とする。ただし、再指定による

期間の更新を妨げない。  
(平 27 条例 38・追加、平 30 条例 36・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第 7 条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第 5 条に規定する業務の事業計画書の内容が、青少年社会教育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (2) 第 5 条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
  - (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
  - (4) その他教育委員会が第 2 条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- (平 27 条例 38・追加)

(休所日)

第 8 条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日(その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)
- (3) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(平 27 条例 38・追加)

(利用の許可)

第 9 条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 教育委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平 22 条例 3・一部改正、平 27 条例 38・旧第 5 条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第 10 条 青少年社会教育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 青少年社会教育施設の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、青少年社会教育施設への入館を拒み、又は青少年社会教育施設からの退去を命ずることができる。

(平 27 条例 38・追加)

(措置命令)

第 11 条 教育委員会は、青少年社会教育施設の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平 27 条例 38・追加)

(利用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(平27条例38・追加)

(使用料の徴収)

第13条 青少年社会教育施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減免するものとする。

(平27条例38・旧第6条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第14条 第8条から第12条までに規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

(平27条例38・追加)

(教育委員会規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例61・旧第8条繰上、平27条例38・旧第7条繰下)

附 則

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和37年7月鳥取県条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第16号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第1条、第5条、第8条、第11条、第12条及び第14条の改正は、同年9月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条を加える改正規定並びに第6条第2項及び別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例22・一部改正)

附 則(平成31年条例第22号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

別表(第13条関係)

(昭53条例24・昭55条例16・昭58条例16・昭59条例11・昭61条例24・昭62条例16・平元条例16・平4条例14・平8条例12・平9条例11・平11条例11・平14条例39・平17条例43・平26条例13・平27条例38・平31条例12・一部改正)

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき 920円	1人1日につき 460円



資料 5

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日  
鳥取県教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 52 年鳥取県条例第 7 号)の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 55 教委規則 8・平 10 教委規則 4・平 22 教委規則 6・一部改正)

(職員の種類及び職)

第 2 条 少年自然の家の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。

2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、社会教育主事、専門指導員及び主事とする。

(昭 56 教委規則 3・平 14 教委規則 17・平 18 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 5 条繰上・一部改正、平 27 教委規則 5・旧第 4 条繰上、平 28 教委規則 2・令 2 教委規則 1・一部改正)

(職員の分担事務)

第 3 条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(平 25 教委規則 1・旧第 6 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 5 条繰上)

(利用の申込み等)

第 4 条 少年自然の家を利用しようとする者は、様式第 1 号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の 10 日前までに、所長に提出しなければならない。

2 所長は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第 2 号によりその申込者に通知しなければならない。

3 少年自然の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(平 12 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 8 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 7 条繰上・一部改正)

(事故の発生の届出)

第 5 条 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(平 25 教委規則 1・旧第 12 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 11 条繰上・一部改正)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平 25 教委規則 1・旧第 14 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 13 条繰上・旧第 7 条繰上)

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年教委規則第 8 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 14 年教委規則第 17 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年教委規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(平成 22 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 5 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年教委規則第 1 号)抄

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

略

(昭 55 教委規則 8・平元教委規則 9・平 8 教委規則 5・平 10 教委規則 4・平 12 教委規則 1・平 17 教委規則 14・平 22 教委規則 6・平 22 教委規則 7・平 25 教委規則 1・平 26 教委規則 6・平 27 教委規則 5・一部改正)

様式第 2 号(第 4 条関係)

略

(平 12 教委規則 1・全改、平 17 教委規則 14・平 25 教委規則 1・平 26 教委規則 6・平 27 教委規則 5・一部改正)

## 資料6

## 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

昭和52年3月30日  
鳥取県規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選 hands 手数料(以下「授業料等」という。)並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭54規則67・昭55規則48・昭56規則19・平元規則36・平7規則35・平15規則7・平17規則63・平17規則85・平17規則113・一部改正)

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。)が次のいずれかに該当するとき。 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に掲げる者に該当しないとき。 (2) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (3) 保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (4) 通学又は下宿等(通学が困難であるためにする場合に限る。)に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (5) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。 2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。 (1) 1の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。 (2) 保護者等が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (3) その他減免する必要があると認められるとき。
	入学料及び入学選 hands 手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	1 幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当

		<p>する心身に障がいをもつ者(以下「障がい者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>4 70 歳以上の者が観覧するとき。</p> <p>5 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
	展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	<p>1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>4 難病患者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>5 70 歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>6 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>7 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
	展示室等使用料	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。
鳥取県立大山青年の家	施設使用料	<p>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</p> <p>6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
鳥取県立船上山少年自然の家	施設使用料	<p>1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者及びその介護者が利用するとき。</p>

		<p>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</p> <p>5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</p> <p>6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
--	--	--

(昭 53 規則 58・昭 54 規則 67・昭 55 規則 7・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・昭 57 規則 37・昭 57 規則 48・昭 58 規則 54・昭 61 規則 33・昭 62 規則 43・平元規則 36・平 5 規則 36・平 7 規則 35・平 7 規則 58・平 8 規則 5・平 8 規則 47・平 10 規則 11・平 12 規則 22・平 12 規則 88・平 13 規則 39・平 13 規則 77・平 14 規則 53・平 15 規則 7・平 15 規則 47・平 16 規則 12・平 16 規則 47・平 17 規則 37・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・平 19 規則 94・平 26 規則 32・平 26 規則 53・平 29 規則 26・平 30 規則 51・一部改正)

(減免の申請手続等)

第 3 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

(昭 55 規則 48・平 7 規則 35・平 17 規則 113・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年規則第 58 号)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 67 号)

この規則は、昭和 54 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 7 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 19 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 37 号)

この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 54 号)

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 36 号)

この規則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 35 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 58 号)

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 5 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 47 号)

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 22 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 88 号)

この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 39 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 77 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 53 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 7 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 47 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 12 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 47 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 37 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 63 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 85 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 113 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 94 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 32 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 53 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日=平成 27 年 4 月 1 日)

附 則(平成 29 年規則第 26 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 51 号)

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

資料 7

鳥取県立青少年社会教育施設における施設使用料減免の取扱

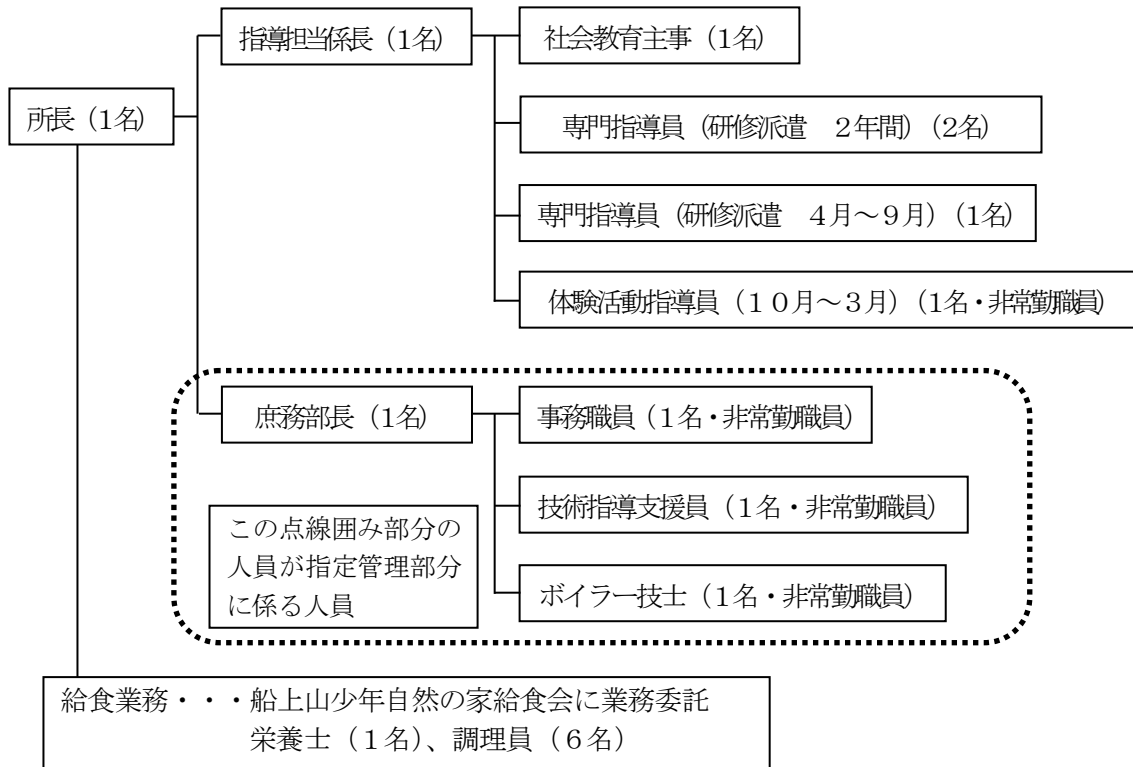
区分		減免率と該当者の例示		利用団体の例示		
		主催者・指導者	講師等			
学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するもの）がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき		引率教員 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	大学、短期大学、高等専門学校（4年制）、専修学校（一般課程、専門課程）、農業大学校、高等学校、特別支援学校		
市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき		主催課職員 引率教員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10	小・中学校 市町村教育委員会		
県又は県教育委員会が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき		担当課職員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10	社会教育課 教育センター		
その他青少年の健全育成を目的として利用するとき	指導者養成のため利用	少年団体	主催者 1/2	受講者 外部講師等 1/2	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団	
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	主催者 1/2	受講者 外部講師等 1/2	P T A、保護者の会、青年団	
		その他の団体の利用	0	0	婦人会	
	青少年を引率しての利用	宿泊利用の場合	少年団体	引率者 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
			その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	引率者 勤労青年 在学青年 0	ボランティア 外部講師等 10/10	P T A、保護者の会、青年団
			その他の団体の利用	0	0	婦人会
	日帰り利用の場合	少年団体	引率者 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団	
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	引率者 勤労青年 在学青年 0	ボランティア 外部講師等 10/10	P T A、保護者の会、青年団	
		その他の団体の利用	0	0	婦人会	

<p>身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者（以下「障がい者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき</p>	<p>障がい者及び これらの者の介護者 10/10</p> <p>上記以外 0</p>		
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律愛50号）第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「難病患者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき</p>	<p>難病患者及び これらの者の介護者 10/10</p> <p>上記以外 0</p>		
<p>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進すると認められるとき</p>	<p>要介護者等及び これらの者の介護者 10/10</p> <p>上記以外 0</p>		
<p>その他所長が特に減免の必要があると認め、教育長がこれを承認した研修のため利用するとき</p>	<p>0</p>	<p>10/10 又は 1/2</p>	



資料8

少年自然の家における現状の職員体制



職名	身分	職員数	分担事務	保有資格
所長	正規職員	1名	施設の総括、人事管理	
指導担当係長	正規職員	1名	指導に関する事務の総括、指導員の研修、主催事業の立案・運営、野外活動における安全管理、指導員の勤務割振り	
社会教育主事	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備、事前指導、研修計画に対する相談、入所中の指導、給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員 (研修・2年)	正規職員	2名	利用者の受け入れ準備、事前指導、研修計画に対する相談、入所中の指導、給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員 (研修・半年)	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備、事前指導、研修計画に対する相談、入所中の指導、給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
体験活動指導員 (半年)	非常勤職員	1名	入所中の指導及びそれに伴う補助業務	
庶務部長	正規職員	1名	施設設備の維持管理、郵券の管理、各種調査の回答、外部機関との連絡調整	甲種防火管理者
事務職員	非常勤職員	1名	利用者の受付・案内・許可、使用料の徴収・減免、文書等の收受・発送、利用状況等のデータ整理、各種経費の支払い	
技術指導支援員	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理、指導員への知識提供・技術指導、技術指導支援員・ボイラー技士の勤務割振り	
ボイラー技士	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理	危険物取扱者 (乙種第四類)、2級ボイラー技士



勤務割振り表 (例)

職名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
所長 (県)		○			○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○		年			○	○	○	○	○		
指導担当係長 (県)		○				○	○	○			○	宿	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	宿	宿	○		
社会教育主事 (県)		○		○	宿	○		○			○	○	宿	○	○				○	○	○	○	○				○	年	宿	○		
専門指導員 (県)		○			○	宿	○	○	○			○	○	○	○				宿	○	○	○	○			宿	○		宿	○		
専門指導員 (県)		○				○	○	○	○			○	○	○	○			宿	○	○	○	○			○	○	宿	○	○	○		
専門指導員 (県)		○			○	○	○	○	○			○	○	○	○				○	宿	○	○	○					○	○	○		
庶務部長		○			○	○	○	○	○			○	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
事務職員		○				年	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○	○					○	○	○		
技術指導員	早	6			5	6	6	6		早				6	5	6			5	6	6	6								6		
	遅										6	6	6													6	6	5	6			
ボイラー技士	早	6					5	6	6			6	6	6	5						6	5	6				6	5	6	6		
	遅				6	6												6	6	6												
警備員		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用申込団体数 (想定) ※申込日を挙げているため5日の1泊2団体は翌日6日の利用もある	日帰り2団体	休所日	申込なし	1泊1団体	1泊1団体		日帰り4団体	日帰り3団体	休所日	1泊1団体	1泊1団体	1泊2日2団体	日帰り1団体	申込なし	日帰り3団体	日帰り2団体	休所日	2泊1団体	1泊1団体	日帰り1団体	日帰り1団体	日帰り4団体	日帰り3団体	休所日	日帰り1団体	1泊1団体	1泊1団体	日帰り1団体	1泊1団体	申込なし	休所日	

※“○”は出勤日、“宿”は宿直、“年”は年休  
 ※技術指導支援員・ボイラー技士の“6”及び“5”は勤務時間

## 資料 10

## 少年自然の家における外部委託及び賃貸借の状況

1 委託契約（複数年度） （金額単位：千円）

番号	項目	契約総額	契約期間
1	清掃業務	4, 4 4 7	H31. 4. 1～R6. 3. 31
2	消防設備点検業務	1, 7 3 0	H31. 4. 1～R6. 3. 31
3	建築物環境衛生管理	3, 0 5 3	H31. 4. 1～R6. 3. 31
4	常駐警備	2 5, 1 4 5	H31. 4. 1～R6. 3. 31
5	給食業務	1 9, 3 1 1	H31. 4. 1～R6. 3. 31
6	防火対象物点検	5 5 0	H31. 4. 1～R6. 3. 31

2 委託契約（単年度：令和4年度実績） （金額単位：千円）

番号	項目	契約金額	契約期間
1	浄化槽維持管理	5 4 0	R4. 4. 1～R5. 3. 31
2	自家用電気工作物保安全管理	2 2 7	R4. 4. 1～R5. 3. 31
3	昇降機保守点検	5 6 8	R4. 4. 1～R5. 3. 31
4	可燃物収集	3 6	R4. 4. 1～R5. 3. 31

## 3 賃貸借契約

番号	項目	年額（円）	契約状況
1	印刷機リース	182, 160	R2. 4～再リース（1年毎）
2	非常用放送設備及び電話設備賃貸借	818, 400	R2. 4～再リース（1年毎）
3	清掃用モップ他賃貸借	124, 729	R4. 4. 1～R5. 3. 31
4	寝具賃貸借	505, 755	R4. 4. 1～R5. 3. 31 シーツ1式230円 利用者数により変動する(R4実績)
5	仮設トイレ賃貸借(ダム湖)	54, 120	R4. 5. 10～R4. 11. 15
6	複合機	151, 651	R4. 4. 1～R5. 3. 31

※長期契約及び令和4年度の単発ものについて記載

## 資料 1 1

## 少年自然の家修繕実績（R2～R4）

※指定管理者が実施したもの

年度	修繕内容	実績額（円）
R 2	管理棟、宿泊棟誘導灯、光電式感知器修繕工事	62,150
	野外炊飯場浄化槽電磁開閉器修繕工事	55,220
	管理棟、宿泊棟トイレ手洗い排水管修繕工事	81,620
	厨房トイレウォシュレット取替工事	87,780
	管理棟、宿泊棟トイレ手洗い排水管修繕工事	40,810
	レクリエーションホール床修繕工事	82,500
	宿泊棟トイレ誘導灯ランプ交換工事	22,550
	厨房電話修理	8,800
	浄化槽ベルト交換工事	7,700
	野外炊飯場トイレ屋根修繕工事	132,000
	野外炊飯場トイレ便器フラッシュバルブ取替工事	102,300
	野外炊飯場トイレ便器フラッシュバルブ取替工事	29,810
	機械室非常用発電設備オイル交換工事	126,500
	R 2年度 計	
R 3	旧ドーム広場コンセント設置工事	55,000
	野外炊飯場プロジェクター修理	74,800
	バリカン修理	14,540
	野外炊飯場女子トイレウォシュレット修繕	25,960
	機械室前廊下誘導灯取替工事	72,380
	除雪機ベルト交換	18,854
	パジェロオイル漏れ修理	32,467
	R 3年度 計	
R 4	食堂照明器具取替工事	18,700
	多目的浴室混合栓取替工事	51,700
	自動火災報知設備取替	19,030
	ガス警報器交換工事	84,150
	食堂照明器具取替	56,100
	厨房コンセント工事	35,310
	厨房ブレーカー交換工事	16,610
	消火器交換工事	266,970
	R 4年度 計	

## ＜参考：県による維持修繕工事の状況＞

県がこれまで実施、又は今後実施予定の主な維持修繕工事は下表のとおりです。

なお、令和6年度以降の工事は予定であり、実施時期が変更になる可能性があります。

時期	工事名
平成 24 年度	非常用発電機更新工事
	宿泊棟耐震改修工事
平成 25 年度	体育館耐震改修工事
令和 3 年度	宿泊棟エアコン設置工事
令和 4 年度	受水槽改修工事
令和 6 年度	管理棟屋根工事
	電気設備（高圧受変電盤更新）工事
令和 7 年度	照明LED化工事
令和 8 年度	給水設備（給水管類更新）工事
令和 9 年度	宿泊棟屋根修繕工事
	屋外浄化槽更新工事
令和 10 年度	体育館棟屋根修繕工事

## 少年自然の家への貸付物品一覧

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)	備考
アンプ	シャープTUAM3	05.04.01	50,470	
ウォータークーラー	RW-322P	18.07.13	129,150	
ウォータークーラー	日立RW-322P	20.04.30	147,000	
エアコン5	三菱重工パッケージエアコンFDEX P563H3A	22.02.15	233,999	
エアコン一式(船上山自然の家)	長府RA-2826SVX	16.07.03	132,510	
エルネット受信システム	TA-CSH575S, TD-MD100 G, D-5100-06	14.03.15	1,844,400	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(1人乗り)	パムリコ100	21.06.26	62,265	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
カヌー(2人乗り)	パムリコ135T	21.06.26	96,390	
ステージ(折タタミ式)		12.04.08	217,350	
ステージ(折タタミ式)		12.04.08	217,350	
スピーカー	シャープAN-XPL90	05.04.01	177,675	
チェンソー	小松ゼノアG370AV	05.06.01	73,130	
チェンソー	小松ゼノアG370AV14	05.09.07	73,130	
デジタルビデオカメラ	パナソニックNV-GS5K	15.09.26	104,580	
トレーラー	サン自動車工業社 サントレックスT D-02	22.03.17	375,900	
バレーボール支柱	移動式体育館用上部自由調節パイ プ後76φメッキ仕上げ	52.06.25	64,000	
ピアノ	ヤマハUZH	52.06.25	335,000	
プロジェクター収納台	ウチダSS-90P	05.04.01	131,325	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
リヤカー	豊田製作所 RK-2	25.06.23	65,100	
ロビーチェア(背付)	ウチダUB-2031500W×610D ×700H	08.03.02	56,650	
ロビーチェア(背付)	ウチダUB-2051800W×610D ×700H	08.03.14	61,285	
ワイヤレスアンプ(カセットデッキ付)	ソニーSRP-A801	11.08.10	105,000	
ワイヤレスアンプセット(船上山少年自然の家)	TOA KZ-25 WTU1820 WM 1210. 1310	16.07.02	229,635	
衣類乾燥機	ナショナルNH-D45A	10.02.19	50,925	
衣類乾燥機	NH-D502	13.06.09	67,730	
衣類乾燥機	NH-D502	13.06.09	67,730	
運搬車	(株)築水キャスコムBFC613KTD	19.07.03	311,850	
液晶プロジェクター	NEC 300XJLスクールエディション NP-M	23.06.22	99,750	
演台	コクヨWA-110T	01.11.06	123,600	

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)	備考
演台	ウチダS-55型357-5065	08.03.02	163,152	
架台	2500 * 1300 * 300 錆び止め塗装	17.04.20	57,750	
絵画		58.01.20	100,000	
額	油絵及び額(倉吉市高木啓太郎画 倉吉市内遠望風景)82×942	52.09.16	60,000	
額	油絵及び額倉吉市高木啓太郎画 (裏大山鳥が山風景)94×112	52.09.16	120,000	
額(油絵付)	油絵20号(82×94㊟)「船上山全 景」	54.07.27	100,000	
基地局高利得アンテナ	400C-D4VN	14.07.31	52,500	
記念樹	カンワ 高さ3.5m 幹周0.21m	19.10.19	70,000	
軽四輪乗用自動車(セダン)	2WD AT	18.07.07	852,280	
県産木製ベンチ	〇〇×杉	21.03.12	50,925	
公用車(パジェロ)	三菱LA-V73W LRUVQ	14.07.30	3,168,585	
裁断機	クラウンMC-400	06.06.09	57,165	
司会者用演台	コクヨWA-111T	01.11.06	102,800	
糸のこ	プラスPFI型	05.06.01	50,598	
糸のこ	プラスPFI型	05.06.01	50,598	
糸のこ盤	旭工機AF-1型	04.07.18	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1型	04.07.18	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1型	04.07.18	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1	06.03.23	50,779	
糸のこ盤	旭工機AF-1	06.03.23	50,779	
糸のこ盤	アサヒAF-4	07.03.03	82,400	
糸のこ盤	アサヒAF-4	07.03.03	82,400	
紙折機	デュプロDF-520	05.04.01	300,000	
七宝電気炉	城田(SHIROTA)13-1012MF -3S型	09.03.01	96,614	
七宝電気炉	城田(SHIROTA)	09.03.01	114,330	
室内用グランドゴルフ用具	パッドゲームスター15	24.09.13	53,865	
室内用グランドゴルフ用具	パッドゲームスター15	24.09.13	53,865	
芝刈機	ホンダHRS536	25.05.30	74,550	
集会用テント	ニューフレイムテント2号、グリーン 文字(鳥取県立船上山少年自	05.06.15	66,950	
集会用テント	ニューフレイムテント2号、グリーンフ レイム収納袋付文字(鳥取県	05.09.07	66,950	
集会用テント	ヌリタテントAタイプ(中)	08.02.28	90,640	
集会用テント	ヌリタテントAタイプ(中)	08.02.28	90,640	
書架(丹比駅用)小		21.10.09	63,000	
除雪機	フジコーポレーション(株) SH91 3MLI-S	23.02.10	617,400	
燭台	キャンドルファイヤー用	56.08.04	100,000	
全自動洗濯機	ナショナルNA-F60BP	10.02.19	64,050	
耐火金庫	ウチダN-22	61.03.24	150,000	
卓球台	ミズノPLT-123025m/mラワン 合板内折型移動車付き	52.06.25	60,000	
卓球台	ミズノPLT-123025m/mラワン 合板内折型移動車付き	52.06.25	60,000	
卓球台	ミズノPLT-123025m/mラワン 合板内折型移動車付き	52.06.25	60,000	
調理台(4足)		19.09.26	58,027	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	
調理台(6足)		19.09.26	58,691	





品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)	備考
洗濯機	NA-F60B14	R3.3.16	50,000	
衣類乾燥機	NH-D503	R3.3.16	64,000	
自動体外式除細動器(AED)	フィリップス・ジャパン AEDハートスタートHS 1+e	R3.6.18	198,000	
プロジェクタ	リコープロジェクタ PJ WX4241	R3.12.1	99,660	
絵画	雪間の日ざし 100号	R4.2.8	1,000,000	

**資料 13****少年自然の家自動販売機設置状況**

建物

目的	所在地	数量	設置年月日	設置期間	手数料	設置者	備考
清涼飲料水等自動販売機の設置	東伯郡琴浦町山川 807-2	1 台	R5. 4. 1	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31	20～40 円 ／本	コカ・コーラ ボトラーズジャ パン株式会社	

## 令和5年度船上山少年自然の家主催事業一覧

	主催事業名	期日	参加対象	定員	内容
4月	春フェス	4/9(日)	一般		
	船上山カレッジ ツリーイング教室	4/29(土)	小学1～6年生	各16人	ツリーイング(1日2回)
5月	船上山カレッジ ヨガ教室	5/6(土)	小・中学生とその保 護者および一般	各30人	ヨガ
	スキルアップセミナー①	5/13～14 (土日)	大学生	20人	大学生ボランティア養成講座 仲間づくり活動や自然体験活動
	スキルアップセミナー②	5/27～28 (土日)	大学生	20人	大学生ボランティア養成講座 ちっちゃい探検隊①の企画
6月	魚つかみ楽しみ隊	6/3(土)	家族および一般	各16組	魚のつかみ取り(1日2回)
	船上山カレッジ カヌー教室	6/10(土)	小・中学生とそ の保護者	各12組	カヌー(1日2回)
	ちっちゃい探検隊① (スキルアップセミナー ③)	6/24～25 (土日)	小学1年生 ～3年生	36人	仲間づくり活動、自然体験活動
8月	琴浦町満喫キッズキャン プ in 船上山	8/8～11 (火～金)	小学4年生 ～中学3年生	36人	山・川・海の活動、琴浦町観光な ど
	ファミリーキャンプ	8/26～27 (土日)	小・中学生とそ の保護者	16組	キャンプファイヤー、テント泊など
9月	ちっちゃい探検隊(特)	9/23～24 (土日)	小学1年生 ～3年生	36人	仲間づくり活動、自然体験活動
10月	ハートフルキャンプ	10/19～20 (木金)	不登校傾向および教 育支援センターに通 う小・中学生と職員・ 保護者	20人	農業体験、自然体験活動
	船上山カレッジ スポーツクライミング教 室	10/22 (日)	小学3～6年生	16人	スポーツクライミング
	秋フェス	10/29(日)	一般		
11月	ちっちゃい探検隊②	11/4～5 (土日)	小学1年生 ～3年生	36人	仲間づくり活動、自然体験活動
	船上山トレッキング	11/12(日)	小・中学生とその保 護者および一般	30人	船上山登山
	星空を楽しむ	11/25～26 (土日)	小・中学生とそ の保護者	16組	星空観察
12月	船上山ピザ祭り	12/9(土)	小・中学生とそ の保護者	14組	ピザ作り
	船上山アカデミー	12/26～28 (火～木)	小学4年生 ～中学生	36人	仲間づくり活動、勉強合宿
1月	TKSS 杯卓球大会	1/27～28 (土日)	小学生チーム 1チーム7人以内	8チーム	卓球教室、卓球大会
2月	ウィンターフェスティバル	2/3～4 (土日)	小・中学生とそ の家族	16組	スノーシュー、雪遊び、そり遊びな ど
	教職を語ろう	2/20～21 (火水)	教員を志す学生 及び一般	20人	仲間づくり活動、演習、講義
	船上山スクール体験入 学	2/24(土)	年長園児とその 保護者	16組	仲間づくり活動、学習体験
3月	ちっちゃい探検隊③	3/2～3 (土日)	小学1年生 ～3年生	36人	仲間づくり活動、自然体験活動

資料15

鳥取県立船上山少年自然の家給食会の概要について

1 組織

- ・琴浦町教育長を会長とする。
- ・給食会の事務局は少年自然の家に置き、船上山少年自然の家所長を事務局長とする。
- ・少年自然の家には所長、栄養士・調理員を置き、業務を行う。
- ・船上山少年自然の家所長は、会長の名を受け、業務を掌理する。

2 業務

- ・少年自然の家利用者に対する食事の提供
- ・食事の献立決定、材料購入及び調理
- ・利用者に対する食育の推進
- ・その他付随する業務

3 委託料

指定管理者は、県から受ける指定管理委託料のうち下表の各年度の予算額に光熱費を加えた金額及び利用者から徴収する食事に係る経費を給食会に支払う。

なお、光熱費は物価上昇が著しい現状にあるため、今後の価格動向を踏まえて別途、設定する。

業務において要する経費が、指定管理者が給食会に支払う金額を超過しても、指定管理者及び県は原則、その差額を補填しない。

現契約 (単位：千円)

年 度	令和5年度
金 額	6, 5 8 8

(単位：千円)

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算額	7, 8 5 2	7, 9 8 5	8, 1 0 7	8, 2 4 7	8, 3 7 2

4 その他

現在、指定管理者、鳥取県と船上山少年自然の家給食会で委託契約を締結しており、令和6年度以降は、新たに指定管理者となった者と鳥取県、船上山少年自然の家給食会と3者契約を行う。(参考：別記1 給食業務委託仕様書(現契約に係るものであり見直しの可能性がある。))

(別記1)

## 鳥取県立船上山少年自然の家給食業務委託仕様書

この仕様は、鳥取県立船上山少年自然の家の給食業務を実施するための仕様を示すものである。

鳥取県立船上山少年自然の家給食会（以下、「給食会」という。）は、受託業務の遂行に当たり、鳥取県立船上山少年自然の家が青少年の健全育成を図るための施設であることを十分に認識し、「食」が青少年の健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となることを十分に認識した食事提供を行うとともに、食育基本法（平成17年法律第63号）を遵守し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。

また、県民が広く利用する公の施設であることを十分に認識し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し、衛生の管理、利用者の安全その他品位及び秩序の維持を確保すること。

### 1 鳥取県立船上山少年自然の家を利用する者への食事の提供

- (1) 1日の給食回数は朝、昼及び夕の3回とし、食事を提供する時間は次のとおりとする。ただし、鳥取県立船上山少年自然の家を利用する者（以下「利用者」という。）の研修プログラムによっては前後する場合があるので、弾力的な対応を行い、できるだけ温かい献立は温かいうちに、冷たい献立は冷たいうちに利用者に提供できるように努めること。

朝食	8:00～9:00
昼食	12:00～13:00
夕食	17:30～19:00

- (2) 給食必要数は原則として3日前の正午までに鳥取県と連携して把握すること。

- (3) 1食あたりにつき利用者から徴収する食事代（以下「食事代」という。）は、次のとおりとする。利用者からの給食費の徴収は原則として、施設使用料の徴収とともに指定管理者が行い、給食会に引き渡す。

食事代 (円)	朝	昼	夕	合計
	510	640	780	1,930

- (4) 利用者から特別の要望があった場合には、(1)又は(3)の規定にかかわらずその要望に則した献立を提供するものとし、食事代は、当該食事に要した食材料費の2倍の金額を徴収するものとする。

- (5) 利用日直近の食事数の減又は食事の取り消しに係る食事代の徴収については、原則として次表のとおりとする。

3日前の正午（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～前日（その日が休所日となる場合はその前日）の午後5時	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。食事の取り消しの場合は食事代の半額を徴収。
前日の午後5時（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～当日	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。食事の取り消しの場合は食事代の全額を徴収。
※台風・地震・大雪などの災害により、船上山少年自然の家近辺の交通機関の不通等により開所できない場合は、食事代を徴収しない。 ※利用者の地域で地震、噴火等予測不可能な災害が発生し、入所できない場合は、食事代を徴収しない。	

## 2 食事の献立決定、材料購入及び調理

- (1) 1日当たりの栄養摂取量は、厚生労働省が定める最新の食事摂取基準を目安とする。
- (2) 1食当たりの材料購入費は、1食当たり給食費のおおむね2分の1とする。
- (3) 給食会は、鳥取県と連携して入所者との食事前打ち合わせを行い、移動野外炊飯、野外炊飯など所外での給食、利用団体が重なった場合などの給食について、適切な献立を検討し実施すること。
- (4) アレルギー対応について、鳥取県と連携して入所者情報を事前把握して適切に対応すること。
- (5) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地元ならではの豊かな味覚や文化の香りあふれる献立を極力工夫して提供するように努めること。
- (6) 食材は、地産地消推進のため、極力、地元の産品を中心とした県内産品を用いること。なお、過度に加工した食材は避け、鮮度の良い衛生的なものを選択するように常に配慮し、特に有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- (7) 食材の検収に当たっては、食材の品質、鮮度、包装容器等の状況、異物の混入、品質保持期限（賞味期限）等の表示などについて十分に点検を行い、記録し、これを保存すること。
- (8) 従業員は、清潔な被服を着用し、作業の前後には必ず手指を消毒して、常に清潔を保つこと。
- (9) 厨房内は常に清潔を保ち、食品に防虫、防そ等の措置を講じ、衛生的に保管すること。
- (10) 食器類は、使用の都度、消毒を行うこと。
- (11) 残飯、残菜その他汚物の処理を完全に行うこと。
- (12) 腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒の発生防止に努めること。

## 3 利用者に対する食育の推進

- (1) 「食」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであることを十分に認識し、利用者に対し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。
- (2) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」の重要性を十分に認識し、郷土の食材により調理した郷土料理を利用者に提供し、これを紹介すること。

## 4 その他業務

- (1) 委託業務の遂行に遅滞等が生じることがないように常に人員の確保に留意するとともに、委託業務実施上必要かつ十分な人員を配置し、適正な労務管理を行うこと。なお、従業員に鳥取県の遂行業務に支障を来す行為があった場合は、鳥取県は、給食会に対して委託業務の従事者の交代を求めることができる。
- (2) 従業員の健康診断を年1回以上、検便は月に1回以上必ず実施し、その結果を鳥取県に対し直ちに報告すること。ただし、伝染病の発生しやすい時期には、月2回の検便をするほか、さらに疑わしいときは随時行うこと。
- (3) 従業員の健康状態に留意し、伝染病の場合はもとより、その疑いのある場合又は鳥取県の指示を受けた場合は、これを就業させてはならない。
- (4) 従業員に対し、定期的な衛生面及び技術面の教育及び研修を実施するとともに、従業員の被服、言動が児童、生徒、青年に及ぼす影響の大なることを自覚し、品位を保つよう指導すること。